

産業廃棄物処理施設の事業計画書について

下記の事業者から、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書が提出されましたので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該事業計画書の写しを閲覧に供します。

事業計画書に対して、生活環境保全上の見地から意見を有する関係者（関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者及び関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。）は、このお知らせの日から起算して 4 5 日を経過する日（要綱第 8 条第 1 項の規定による閲覧期間が満了する日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して 1 5 日を経過する日）までに意見書を知事に提出することができます。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 4 日

熊本県知事 木 村 敬

記

- 1 設置者の住所及び氏名
住所 熊本県水俣市塩浜町 2 7 8 番地 6
氏名 アクトビーリサイクリング株式会社
代表取締役 清水 伸幸
- 2 設置予定場所
熊本県宇城市松橋町萩尾字轟島 2 0 9 0 番 3 外
- 3 施設の種類
破砕・選別施設
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 7 号で規定する廃プラスチック類の破砕施設及び第 7 条第 8 号の 2 で規定する木くずの破砕施設)
- 4 施設の処理能力

廃プラスチック類	9 8 . 2 8 t / 日 (2 4 時間)
紙くず	1 5 3 . 3 6 t / 日 (2 4 時間)
木くず	1 5 8 . 4 0 t / 日 (2 4 時間)
繊維くず	9 4 . 4 6 t / 日 (2 4 時間)
ゴムくず	1 6 7 . 2 3 t / 日 (2 4 時間)
金属くず	1 7 8 . 9 9 t / 日 (2 4 時間)
- 5 処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（これらのうち、自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 6 閲覧場所
宇城市役所、熊本市役所、宇城保健所
- 7 閲覧期間
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 4 日から令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 1 2 日まで
- 8 関係地域
【宇城市】
(1) 松橋町 当尾地区 古保山区

- (2) 松橋町 当尾地区 海ノ平区
- (3) 松橋町 当尾地区 北萩尾区
- (4) 松橋町 当尾地区 六地藏区
- (5) 豊野町 豊野地区 北山崎区

【熊本市】

設置場所の境界から概ね1km以内の土地